

平成30年度事業報告

第1 事業報告の概要

1 はじめに

(1) 平成30年度前半、大阪は、自然災害の脅威を身をもって再認識することとなった。大阪府北部地震（6月18日）と台風21号（9月4日）では、各地で大きな被害を受けた。

大阪司法書士会（以下「本会」という。）では、今回のことを教訓とし、災害発生時における、会員や事務局職員の安否確認システムの構築、会館における緊急時の対応に向けての体制作りに取り組んだ。また、市民向け電話相談の実施や啓発冊子の配布など、対外的な取り組みも行い、堺市と「災害時における被災者相談業務の実施に関する協定」を締結するに至った。遠くない将来、発生可能性が高いとされる南海トラフ地震に備えたい。

(2) 高度情報社会、超高齢社会にあつて、様々な制度において大きな変更が加えられ、あるいは変更されようとしている。そのような中、我々司法書士も、これまでの業務の幅を拡げ、また、新たな需要を掘り起こすべく努力しなければならぬ。平成30年度は、登記業務を守りながら、関与が低迷している裁判業務（簡裁代理業務に限らない。）に活を入れ、規則31条業務の充実を図るべく、精神的に事業を展開した。すなわち「創る」「見つける」「拡げる」「守る」のキーワードを念頭に置いた取り組みであり、将来の布石となると見込めることは積極的に導入した。以下、事業計画の並びに沿って、報告する。

2 平成30年度における事業方針の確認

事業報告細目に入る前に、平成30年度事業計画において、前段に掲げられていた事業方針「創」「見」「拡」「守」の各項目を振り返る。

(1) 司法書士の仕事を「創」る事業

- ア “相続は司法書士へ”の流れをつくる
- イ 空き家・所有者所在不明土地問題・相続未登記問題における司法書士の活用
- ウ 司法書士法施行規則第31条業務の活用推進
- エ 家事事件への関与
- オ 相談からの受任受託
- カ 研修の充実

- (2) 司法書士の需要を「見」つける事業
 - ア 支部との連携強化
 - イ 司法ソーシャルワークの充実拡大
 - ウ 市民権利擁護事業
- (3) 司法書士の仕事を「拡」げる事業
 - ア 広報の充実・強化
 - イ 後見業務への取り組み強化と関係他団体との連携
 - ウ 簡裁代理・裁判事務の受任受託推進
 - エ 中小企業支援
- (4) 司法書士の仕事を「守」る事業
 - ア 登記を中心とする伝統的な司法書士業務の強化
 - イ 他士業の参入阻止・非司法書士排除
 - ウ 執務環境整備
 - エ 法務局登記相談への関与等
- (5) その他
 - ア 危機管理体制の整備
 - イ 組織の基盤整備
 - ウ 事務局体制
 - エ 司法書士法改正への取組
 - オ 会員のライフスタイルの多様性への配慮
 - カ 会館維持協力金への対応

第2 事業報告細目

1 会員の品位保持のための指導及び連絡に関する事業

- (1) 司法書士法違反に関する調査
 - ア 大阪法務局からの委嘱に基づき、大阪法務局本局（10月4日、5日、9日）、北大阪支局（10月3日）、東大阪支局（10月3日）、堺支局（10月10日）において司法書士法違反に関する調査を行い、同局へ報告した。
 - イ 他士業や無資格者による非司行為が疑われる事案について、対象者に対し是正を求める通知等を行った。また、必要に応じ、対象者に来館いただいて

事情を聴取し、疑わしき内容については是正を求めた。

(2) 執務に関する会員事情確認及び執務調査に基づく指導

3名の会員（司法書士会員2名、法人会員1名）に対して事情確認及び指導を行った。また、確認後その結果を会長に報告した。

(3) 綱紀調査案件の対応

綱紀調査事案46件について綱紀調査委員会を50回開催し、事案の調査を行った。

(4) 注意勧告事案の対応

会長指導は1件行い、その内容は、登記申請意思の確認不足であった。なお、注意勧告を行わないと決定した事案は9件であった。

(5) 量定意見小理事会の運営

量定意見小理事会において、8件について量定意見を審議し、その妥当性を日司連に照会した。

(6) 綱紀調査手続の改善策の検討・実施

綱紀調査委員会規則を一部改正し、綱紀調査委員会における弁明の機会を付与する等の改正案を策定した。

また、綱紀調査委員選任規則を一部改正し、同委員が任期途中で退任した場合に、速やかに補欠候補を推薦できるように改正案を策定した。

上記改正案は、次年度定時総会での承認を目指す。

(7) 登録調査の実施

新規登録申請者及び変更の登録申請者全員に対し、登録調査委員会にて面接調査を行い(計42回)、倫理意識の向上と事故のない執務姿勢を保持するよう注意を喚起した。また、会員研修会及び公益的活動への積極的な参加を求めるとともに、会則や執務規則等を遵守するよう求めた。

(8) 司法書士倫理の維持向上

本会へ寄せられた情報に基づき、会員への事情確認や指導を行った。また、倫理研修を実施するなど適正執務の確保に努めた。

(9) 会員の年間業務報告調査の実施

会員に対して、平成30年分の業務報告書の提出を促し、集計結果を日本

司法書士会連合会（以下「日司連」という。）に報告した。

(10) 各種ハラスメントの対応

各種ハラスメントに関する相談はなかった。

2 会員の執務の指導及び連絡に関する事業

(1) 司法書士会関連法規集の改訂

改正された規則、規程等について、会員専用ホームページに掲載の関連法規集を更新した。また、冊子としてダウンロードできる分も更新した。

(2) 会員に対する電子メール配信サービスの運営

ア フクロッポウ・ネットサービスについて、平成30年度第1047号から第1165号まで119回配信した。毎週水曜日に定期配信を行い、最新の情報については随時配信を行った。

イ 未加入の会員に対し、フクロッポウ・ネットサービスの加入案内を行い利用促進に努めた。（平成31年3月31日現在1,632名登録）

(3) 会務通信の調製・発行

毎月会務通信を発行した。奇数月は電子版を配信し、偶数月は電子版を配信するとともに冊子版を郵送した。また、会員専用ホームページにも掲載した。

(4) 会員への情報提供、資料発行

基本通達等の会員へ提供すべき情報について、会員専用ホームページに掲載し、フクロッポウ・ネットサービスにより会員に周知した。また、業務資料、会員の異動状況及び支部の活動状況等について会務通信に掲載した。

(5) 会員名簿の発行

平成30年9月1日現在における会員名簿を編集し発行した。前年度同様、冊子での会員への配布は行わず、会員専用ホームページに会員名簿を掲載した。

(6) 会報大阪PONTEの発行

会報大阪PONTE第186号、第187号を発行した。あわせて会員専用ホームページに掲載した。

3 日司連が行う司法書士の登録事務に関する事業

司法書士会員の登録事務、会員証の発行

ア 新入会員への登録証交付式時に、会長及び副会長から入会に際しての諸注意等を行った。また、支部長及び各関連団体役員も同席し、支部活動や関連団体の活動内容について説明をするとともに、積極的な参加を呼び掛けた。

イ 新規入会者及び事務所移転による会員証再発行申請者に対して、速やかに会員証作成の手配をし、発行した。

4 司法書士法人の届出の事務に関する事業

法人会員の登録事務

法人会員の入会・変更・解散等の届出について速やかに処理を行うとともに、法人会員への所属者や脱退者についての届出が遅滞なく行われるよう注意を払った。

5 相談に関する事業

(1) 司法書士総合相談センターの運営

ア 司法書士総合相談センター各所において、次のとおり無料相談を実施した。

(ア) 司法書士総合相談センター北

相談日時：毎週月～金曜日 午後1時30分～午後4時30分

(イ) 司法書士総合相談センター堺

相談日時：毎週月・水～金曜日 午後1時30分～午後4時30分

(ウ) 司法書士総合相談センター泉佐野

相談日時：毎週水曜日 午後1時30分～午後4時30分

イ 平成31年2月12日、司法書士総合相談センター職員との懇談会を開催し、司法書士総合相談センター運営の現状について把握するとともに、運営上の課題の抽出を行った。

(2) 司法書士総合相談ホットラインの運営

分野を限定しない総合的な電話相談として、毎週水曜日午後1時30分から午後4時30分まで実施した。(相談件数452件)

(3) 成年後見常設相談の実施

ア 司法書士総合相談センター堺における面談相談（相談件数11件）

相談日時：毎週火曜日 午後1時30分～午後4時30分

イ 本会会館における面談相談（相談件数102件）

相談日時：毎週木曜日 午後1時～午後4時

ウ 各事務所における電話相談（相談件数712件）

相談日時：毎週月曜日～金曜日 午後1時～午後4時

(4) 相続登記手続専門相談の運営

相続登記に特化した電話相談として、毎週火曜日午後1時30分から午後4時30分まで実施し、各回2名の相談員にて対応した。また、司法書士の紹介を希望する相談者については、名簿に基づく司法書士紹介を行った。（相談件数401件、紹介件数55件）

(5) 女性と子どものための専門相談の運営

毎月1回の常設相談12回、予約相談8回、計20回の相談会を実施した。リーフレットを改訂し、保育所などに送付した結果、昨年度より相談件数が増加した。

(6) ホームレス巡回相談との連携

ア 大阪府社会福祉協議会との委託契約により、生活困窮者自立相談事業にかかる相談員4名を選定した。

イ 平成31年2月26日、大阪弁護士会館にてホームレス巡回相談集計報告会が開催され、相談員のうち6名が出席した。

(7) 「司法書士の日」特別相談会の実施

平成30年8月、府内12か所にて、各支部のご協力のもと、「司法書士の日」記念無料法律相談会を実施した。（相談件数223件、相談者数206人）

また、平成30年5月24日に広報・相談担当者会議を、同年10月23日に同相談会に関する報告会をそれぞれ開催した。

(8) 社会問題等に対応し臨時に行う相談活動

ア 災害時における相談及び相談員の養成に関する事業

(ア) 大阪北部地震無料電話相談の実施

平成30年6月18日の大阪北部地震の発生を受け、同年7月2日から8月31日までの期間において、月曜日から金曜日の午後1時から午後4時まで電話相談を実施した。（電話相談36件）

(イ) 大阪北部地震における巡回相談の実施

大阪北部地震の発生を受け、既設の相談場所を訪れることが困難な方々からの相談に対応するため、平成30年7月8日、北摂支部との合同により、茨木市内及び高槻市内にある10か所の避難場所を訪問し、相談を受けた。（相談件数10件）

(ウ) 台風21号の被害に関する無料電話相談

平成30年9月4日に関西地方に上陸した台風21号の影響により、大阪府内においても建物の倒壊や損傷、長時間にわたる停電などの被害が発生したことを受け、賃貸借契約や相隣問題に関する悩みや不安を抱えた市民からの相談を受けることを目的として、平成30年9月12日から10月12日までの期間において、月曜日から金曜日の午後1時から午後4時まで電話相談を実施した。（相談件数162件）

(エ) 相談員の養成

災害時において対応できる相談員を養成することを目的として、平成30年7月23日、「災害発生時における相談対応について～災害時相談事例Q&Aから～」をテーマとした会員研修会を開催した。

イ 「未来につなぐ相続登記・成年後見制度シンポジウム」における相談会
平成31年2月10日、大阪司法書士会館にて開催した「未来につなぐ相続登記・成年後見制度シンポジウム」において無料相談会を実施した。（相談件数10件）

ウ 昨年度から実施している「民事法律扶助業務における書類作成援助にかかる出張相談手当助成」制度について、平成31年3月31日までに16名の会員から計63件の申し込みがあり、全件について助成を行った。

(9) 日司連司法書士電話相談センターへの協力

毎週火曜日の午前10時から午後1時まで、日司連による日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）からの転送電話による相談について対応した。（相談件数29件）

(10) 法テラスセンター相談との連携

毎週水曜日、法テラス大阪地方事務所にセンター相談担当者を派遣した。

(11) 自治体等との契約等に基づく相談員派遣

自治体・官公署等との契約等に基づく相談員派遣

府内53か所での常設相談に、地元支部所属の会員を中心とした相談員を派遣した。

(12) 自由業団体連絡協議会合同相談会への参画

平成30年12月8日、自由業団体連絡協議会「専門家による合同無料相談会」に相談員を派遣した。(相談件数72件、本会への相談は7件)

(13) 他団体が実施する相談事業への協力

ア 平成30年10月、大阪法務局、各自治体、総務省近畿管区行政評価局等からの要請を受け、相談員を派遣した。

イ 平成30年10月1日、公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部主催の「不動産無料相談会」に相談員1名を派遣した。

(14) 支部相談事業の委嘱及び管理

現在支部に委嘱している相談事業は9件である。

(15) 会員の相談技法向上に関する取組

ア (8)ア・(エ)のとおり、災害時において対応できる相談員を養成するための会員研修会を開催した。

イ 平成31年2月14日、「使いこなそう民事法律扶助～活用のノウハウ～」をテーマに会員研修会を開催した。

(16) 当番司法書士の実施

簡易裁判所において訴訟を提起された方に対して速やかに法的支援を行うことを目的として、緊急の対応が可能な司法書士とつながり、かつ、依頼があれば相談を受けた担当司法書士が即時に代理人として受任し事件処理を行う仕組み(当番司法書士相談)をスタートさせた。

(17) 相続登記未了問題にかかる相談会の実施

平成30年11月15日、法務省及び国土交通省が所管する「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の一部が施行され、登記官が所有権の登記名義人の死亡後長期間にわたり相続登記がされていない土地について、

亡くなった方の法定相続人等を探索した上で、職権で長期間相続登記未了である旨等を登記に付記し、法定相続人等に登記手続を直接促すこととされた。これを受け、相続登記に特化した相談会の実施を検討した。なお、法定相続人への促しについては、平成31年6月頃に実施される予定である。

(18) 権利擁護相談活動

大阪市の権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会専門職派遣への参画

大阪市において、権利擁護支援の必要な人を地域において発見し必要な支援に結びつける相談機能の強化を図るために専門職を派遣することを受け、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部（以下「リーガルサポート大阪」という。）との連携にて専門相談員を派遣した。

(19) 養育費相談会の実施

全国一斉子どものための養育費相談会への参画

平成30年9月8日、大阪青年司法書士会との共催にて、日司連の呼びかけで企画された電話による「全国一斉子どものための養育費相談会」を開催した。（相談件数19件）

また、相談員向け事前研修会として、平成30年8月10日、「養育費相談の対応方法」をテーマとした会員研修会を開催した。

6 裁判外紛争解決手続の実施に関する事業

(1) 裁判外紛争解決手続の啓発活動

会員向け研修を通じて簡易裁判所の民事調停事件受任を推進し、また司法書士試験合格者向け新人研修にて、民間総合調停センターの紹介や手続きの流れを説明し、利用促進に努めた。

(2) 民間総合調停センターの活動への参画・連携

ア 民間総合調停センター和解あっせん人候補者として継続推薦を含めて計33名を本会から推薦し、副理事長、監事、運営委員、財務委員に計14名、その他総務、事業運営、広報、研修、ハーグ条約の各部会に出向した。6月に開催された、同センターの総会には本会副会長が出席した。各委員会、部会後の理事会は年6回開催された。

イ 民間総合調停センター主催の研修に関し、本会から企画提案した。なお、同センター主催の研修は、出向者や和解あっせん人候補者名簿登載者以外の本会会員も受講することができ、研修単位も付与されるため、広く本会会員にも受講を呼びかけた。

ウ 申立受理件数が年々減少傾向にあり、平成30年度も利用促進の検討を行った。

7 研修に関する事業

(1) 会員研修（業務関連・周辺分野）の実施

職務能力を向上させることを目的とし、外部講師・内部講師により46回にわたり会員研修会を実施した。

(2) 会員研修（倫理等）の実施

平成31年2月19日「司法書士倫理～事例を中心として～」をテーマに会員研修会を実施した。

(3) 新人研修（集合研修・配属研修）の実施

主に平成30年度の司法書士試験合格者を対象として新人研修を実施した。その内容は集合研修6日間（受講者57名）、配属研修19日間（受講者10名）であった。

(4) 裁判実務実践研修（研修講師養成）の実施

平成29年度から平成30年度にわたる実施分として、裁判実務実践ロールプレイ研修を実施した。

(5) 専門分野相談員の養成研修の実施

ア 相談部が企画した養育費相談に関する相談員の資質向上を目的とした平成30年8月10日「養育費相談の対応方法」をテーマとした会員研修会の開催につき、承認した。

イ 相談部が企画した当番司法書士への登録要件でもある平成30年9月19日「司法書士による被告事件処理の実際」及び「当番司法書士の概要と相談時の注意点」をテーマとした会員研修会の開催につき、承認した。

(6) 会員の研修履修機会の拡充策の実施

ア 会員専用ホームページの映像配信システム（オンデマンド）に平成31

年3月末現在まで31本の会員研修会を配信した。

イ 夕刻から開催の会員研修会に参加できない会員への対応として、平成31年2月13日及び3月12日の2日間、日中に会員研修会を開催した。

(7) 研修所定単位未取得者への対応

研修規則第9条第2項に基づき、正当な理由なく3年連続して研修単位を取得していない会員19名の調査を綱紀調査委員会に付託した。

(8) 日司連が行う年次制研修の運営

平成30年9月1日・2日・8日・9日、10月13日・14日・20日・21日の8日間に分けて年次制研修を開催した。

(9) 研修教材の作成及び選定

日司連から提供を受けた新入会員研修プログラムの研修教材の活用方法について検討した。

(10) 研修情報の収集及び分析

研修会議において、月報司法書士等に掲載されている研修会情報を収集し、内容について検討した。

(11) 研修制度の研究及び開発

平成30年10月20日・21日、12月1日、平成31年1月19日に日司連主催の会員研修会を同時配信研修として実施した。

(12) 研修講師の養成及び派遣

8 業務関係法規の調査及び研究に関する事業

(1) 家族法の研究及び成果の発表

ア 家族法研究会を10回開催した。

イ 研究成果を会員専用ホームページに掲載した。

ウ 平成31年2月16日、近司連と共催で、家族法研究会研究発表会「相続法改正が及ぼす司法書士実務への影響」を開催した。

(2) 会社法の研究及び成果の発表

ア 会社法研究会を8回開催した。

イ 会員研修会の開催

(ア) 平成31年3月4日「中小企業のオーナーのための『株式の管理と承継』」テーマに会員研修会を開催した。

(イ) 平成31年3月14日「役員報酬の考え方と実例」及び「裁判例に見る株式の価値」をテーマに会員研修会を開催した。

(3) 民法（債権法・相続法）改正の研究及び成果の発表

令和2年4月1日に完全施行される改正民法（債権法）について、現行法からもう一度確認し、改正法の理解を深めると共に、改正に備えての準備を考えることを目的に会員研修会を3回（平成30年6月23日・6月30日・8月25日）実施した。また、改正民法（相続法）についても現行法からもう一度確認し、改正法の理解を深めると共に、改正に備えての準備を考えることを目的に会員研修会を1回（平成30年12月2日）実施した。

(4) 上記3項目以外の研究成果発表

業務研究委員会は、「相続は司法書士へ」を実現するため、その受け皿側のスキルアップを目的として、相続に係る生前・死後の手続きについて纏めた「相続関連業務資料集～遺言から遺産分割調停まで～」という相続関連業務資料集の作成を行った。

(5) 法規に関するパブリックコメント等の対応

ア 平成30年2月14日、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第10回会議取りまとめられた「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」に関して、平成30年4月13日、法務省民事局参事官室へ意見書を提出した。

イ 平成30年6月19日、公示された「公証人法施行規則の一部を改正する省令案」に関して、平成30年7月23日、法務省民事局総務課パブリックコメント担当へ意見書を提出した。

ウ 平成31年1月11日、公示された「変則型登記の解消に向けた法律上の措置に関する担当者骨子案」に関して、平成31年1月11日、法務省民事局民事第二課パブリックコメント担当へ意見書を提出した。

(6) 外部研究会への参加・学識経験者等の招聘

平成31年1月12日、日司連主催のシンポジウム「不動産トラブルを裁判所の民事調停で解決しよう」に参加した。

(7) 情勢に応じた WT・PT の組成

ア 成年後見制度利用促進対策ワーキングチームは、成年後見制度利用促進

に関して、下記活動を行った。

(ア) 大阪市地域福祉審議会・地域福祉基本計画策定専門部会にオブザーバーとして会員を派遣し、成年後見制度利用促進基本計画（市計画）を包含する同市地域福祉基本計画の策定に参画するとともに、大阪市の成年後見制度利用促進にかかる権利擁護支援の地域連携ネットワーク協議会及び協議会の5つの専門部会へ委員を派遣した。

(イ) 大阪府内の自治体に対し、三士会（司法書士会、弁護士会、社会福祉士会）による「大阪府域における成年後見制度利用促進基本計画に関する連続勉強会」を実施した。

(ウ) 三士会が働きかけ、4市で基本計画策定のための勉強会が複数回開催された。

(エ) 大阪府に対し成年後見制度利用促進の要望を伝えた。

イ 7月3日開催の第7回理事会において総会・選挙制度検討プロジェクトチームを設置した。

ウ 2月18日開催の第14回理事会においてグリーゾーン解消制度対応ワーキングチームを設置した。

(8) 家庭裁判所との連絡協議会への参加

平成30年度は連絡協議会が延期されたため、実施しなかった。

9 業務関連図書及び用品の購入の斡旋・頒布に関する事業

業務関連図書及び用品の斡旋・頒布

会務通信で図書室新着図書を案内し、大阪司法書士協同組合（以下「協同組合」という。）があっせんする図書の案内を行った。

10 福利厚生に関する事業

福利厚生事業の協同組合との協働

協同組合主催の福利厚生事業（支部親睦ソフトボール大会、支部対抗ゴルフ大会等）の案内を掲載した協同組合作成の「伝言板コーナー」を会務通信に同封して会員に送付及び配信し、また、会報大阪PONTÉに上記福利厚生事業についてのレポートを掲載した。

11 業務の改善に関する事業及び業務のための調査に関する事業

(1) 法務局との連絡・情報交換・交流

ア 木曜会の開催をはじめ、登記オンライン申請率向上策や登記相談の見直し、非司法書士対策の件などに関して連絡・情報交換・交流を行った。

イ 登記実務研究会

平成31年2月21日、不動産登記実務研究会を開催した。(法務局出席者6名、本会出席者7名)

平成31年2月25日、商業・法人登記実務研究会を開催した。(法務局出席者7名、本会出席者7名)

ウ 登記事務連絡会

各支部と法務局との登記事務連絡会について、本会ホームページにその結果を掲載するため、近年の協議内容等について検討を行った。

エ 人権擁護部と意見交換を2回行った。

(2) 登記手続業務に関する取組

ア いわゆる資格者代理人方式や新たな定款認証制度など、法務省、法務局の登記制度に関する施策の検討を行った。それとともに不動産登記、商業法人登記の近時の実務の動向について動向の把握に努め、併せて検討を行った。

イ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する不動産登記法の特例に関する省令案について検討を行った。

ウ 日本司法書士会連合会が行った「登記制度・土地所有権のあり方等に関する研究会担当者意見」に対する意見募集について検討を行った。

(3) 登記オンライン申請の推進に関する取組

平成31年1月15日、法務局登記官を講師に迎えた会員研修会「もう一度オンライン申請に関しておさらいする研修」を行った。

(4) 登記実務研究会の開催

ア 平成31年2月21日、不動産登記実務研究会を開催した。

イ 平成31年2月25日、商業・法人登記実務研究会を開催した。

(5) 裁判関係業務に関する取組

「簡裁民事事件特別代理人候補者司法書士名簿」の登載規程を策定し、簡易裁判所から特別代理人の照会があった場合に、特別代理人の候補者を推薦す

るための名簿を作成した。

(6) 家事調停委員意見交換会の開催

ア 平成30年7月19日、大阪家庭裁判所家事調停委員意見交換会を開催した。

イ 平成30年8月21日、簡易裁判所民事調停委員意見交換会を開催した。

(7) 裁判所との事務連絡会・情報交換・交流

ア 第6民事部での取扱い変更の件や入庁検査実施の件、及び後見事件の取扱いなどについて連絡・情報交換・交流を行った。

イ 平成31年2月7日、大阪簡易裁判所との懇談会を行った。

(8) 法改正に関する取組

ア 法改正対応委員会が対応すべき司法書士法改正について、通常国会前になり急遽、司法書士制度推進議員連盟の総会において、司法書士法改正の上程を目指した決議がされるとの情報が入った。そこで、平成31年2月14日の議連総会の傍聴及び恒例の大阪選出国會議員への訪問を行った。なお、本計画の承認は、委員会を開催して採決することが間に合わず書面決議で行った。

イ 法改正の概要は①使命の明確化②懲戒手続の適正・合理化③一人法人設立の許容であり、おおむね日司連の原案が受け入れられたところである。

(9) 民事法律扶助の利用促進

ア 民事法律扶助契約司法書士が26名増加し、619名（うち法人17）となった。

イ 平成31年2月14日「使いこなそう民事法律扶助～活用のノウハウ～」をテーマに会員研修会を開催した。

(10) 法テラス大阪との連携

ア 法テラス大阪に副所長、審査副委員長、審査委員を派遣した。

イ 平成30年10月24日及び10月30日に開催された法テラス大阪地方協議会に各2名を派遣した。

ウ 平成30年11月13日、日司連ホールで開催された平成30年度法テラス地方事務所司法書士副所長会議に本会から出向している副所長が参加した。

(1 1) 後見業務に関する取組

司法ソーシャルワークの一環として、地域包括支援センター等と連携を取り、高齢者、障がい者、生活困窮者へのアウトリーチに努めた結果、後見業務受託につながった。

(1 2) 中小企業支援業務に関する取組

ア 中小企業支援業務に関する取組として、司法書士の企業法務分野の知識向上及び人材育成、中小企業に特化した専門相談員の育成及び名簿作成を目的とし、会員に対する中小企業分野のシリーズ研修（3回）を実施した。

イ 本会の中小企業支援業務の对外広報ツールとして、クライアントに対する配布物の一案である「中小企業支援業務推進委員会だより」を発行した。

ウ 平成30年11月22日、淀川区役所にて「司法書士による事業者向け法律相談会」を開催した。（相談件数5件）

エ 公益財団法人大阪産業振興機構から「プッシュ型事業承継支援高度化事業」における専門家派遣事業に関する専門家の推薦依頼があり、中小企業支援業務推進委員会委員4名を含む、計5名を推薦した。

オ 中小企業支援業務推進委員会から以下の関係機関主催の会議へ派遣した。

（ア）平成30年5月21日「第1回大阪府事業承継ネットワーク推進会議」

（イ）平成31年3月17日「下請取引適正化・事業承継推進会議」

（ウ）平成31年3月22日「第3回大阪府事業承継ネットワーク推進会議」

(1 3) 業務AI化への対応

平成30年6月14日、近畿大学を訪問し、業務AI化について模索した。

1 2 司法書士業務賠償責任保険及び司法書士会業務賠償責任保険に関する事業賠償責任保険の支払に関する審議と給付

賠償責任保険の支払に関する審議と給付について、事故処理委員会において、給付申請事案を審議の上、給付請求を行った。

1 3 統計に関する事業

アンケートなどによる情報収集

ア 日司連の「登記申請書・添付書面の作成・取得に関するアンケート」に協力した。

イ 日司連の「裁判所における破産・個人民事再生手続における運用実態調

- 査」に協力した。
- ウ 日司連の「犯罪収益移転防止法により求められる本人特定事項の確認等に関するアンケート」に協力した。
- エ 日司連の「登記手続のオンライン利用における利用者満足度に関するアンケート」に協力した。
- オ 不正依頼誘致行為に関する情報提供を求め、同行為に関する調査を行った。

1 4 講演会及び講習会等の開催に関する事業

(1) 法教育活動の普及及び実践

高校生等法律講座及び小学校出前授業

大阪府内の高校等及び小学校48校に対し、高校生等法律講座及び小学校出前授業を行った。講座対象人数は7,156名、参加司法書士は延べ28名であった。

(2) 親子法律教室の開催

平成30年8月5日に小学校4・5年生及びその保護者を対象とする「親子法律教室」を開催した。法教育教材「解釈のちから」を使用し、ある「きまり」について良いきまりなのか悪いきまりなのかを考え、「解釈する」ことを通じて全体を俯瞰する能力の向上を目的とするグループワークを行った。参加人数は35組70名であった。

(3) 市民公開講座及び相談会の開催

リーガルサポート大阪等との共催により一般向け成年後見説明会・相談会を実施した。

(4) 市民後見人養成の支援

大阪府、大阪市、堺市や各地の社会福祉協議会等に本会から相談員等を派遣した。

(5) 対外的な講演会・シンポジウム等の開催

ア 法教育シンポジウム

平成31年2月17日に教育関係者を対象とする法教育シンポジウム「学校教育×司法書士～主体的・対話的で深い学びを～」を開催した。基調講演、パネルディスカッションのほか、法教育教材「相談のちから」を

使用し、ある解決すべき問題について個性の異なる専門家達に相談しながらその解決策を探っていく内容のグループワークを行った。参加人数は18名であった。

イ 業務研究委員会は、一般に向け、「知っておきたい相続・遺言」として出前講座及び相談会や、平成30年10月27日に相続に関するシンポジウム「司法書士と一緒に老後、相続について考えよう「終わりよければみんなHAPPY！」」を開催した。

ウ 「未来につなぐ」相続登記・成年後見制度シンポジウムの開催

平成31年2月10日、本会会館において、本会・大阪法務局・リーガルサポート大阪の主催、毎日新聞社・朝日新聞社・産経新聞社の後援で「未来につなぐ」相続登記・成年後見制度シンポジウムを開催した。定員250名のところ約275名から申し込みがあり、また、相談会は定員12組のところ52組の申し込みがあり、盛況であった。

エ 平成30年10月3日、島根県立出雲高等学校の1年生を対象とした関西研修事業に対応した。

(6) 他団体等への講師派遣等

15 広報活動に関する事業

(1) マスメディア等宣伝媒体を利用した広報

ア 「司法書士の日」記念無料法律相談会の広報として毎日新聞・産経新聞・朝日新聞・読売新聞の4紙の朝刊に新聞広告を掲出した。また、支部の相談会用広報のテンプレートチラシを制作し、支部にチラシデータを提供した。

イ 近畿司法書士会連合会と各单位司法書士会共同でテレビCMを、平成31年2月1日から同月28日までに毎日放送で放映した。

ウ 大阪シティバス側面に司法書士総合相談センターのシート広告を継続して掲載した。

エ 大阪メトロ谷町四丁目駅の中央線上りホームに広告看板を継続して掲示した。

オ 大阪メトロ谷町四丁目駅の改札外（8号出口方面）階段下に広告看板を継続して掲示した。

- カ 大阪メトロ谷町四丁目駅の駅周辺案内図に会館の案内を継続して掲載した。
- キ 京阪天満橋駅構内の司法書士総合相談センターの広告看板を継続して掲載した。
- ク 南海高野線堺東駅の駅周辺案内図に司法書士総合相談センター堺の案内を継続して掲載した。
- ケ 天神祭（平成30年7月24日・25日）の際に広告を掲載したうちわを作成し、6,000本配布した。
- コ 八尾コミュニティ放送局FMちゃおの協賛をした。
- サ 関西消費者協会発行の「消費者情報」Web版（年4回 平成30年5月・8月・11月・平成31年2月発行）に協賛した。
- シ 東大阪市が、ラグビーワールドカップ2019の成功とラグビーのまち東大阪の推進にかかる費用に充てることを目的に設置した「ラグビーのまち東大阪基金」への寄付を昨年度に引き続き行った。
- ス 本会マスコットキャラクターであるフクロポウのストラップを現在のものよりサイズを小さくして制作した。
- セ 本会100周年に向け、100周年記念ピンバッジを作成し、会員に配布した。
- ソ 司法書士総合相談センター堺横の大型モニターに本会宣伝CMを放映した。
- タ 平成30年10月27日開催のイベント「終わりよければみなHAPPY！」（業務研究委員会事業）の宣伝広告チラシの制作と宣伝広告記事を毎日新聞朝刊に掲載した。また、イベント終了後に採録広告新聞記事として平成30年11月30日付け毎日新聞朝刊に掲載した。
- チ 大阪メトロ谷町四丁目駅の谷町線上りホームに広告看板をリーガルサポート大阪と共同で掲載した。

（2）ホームページの充実

（3）フクロポウNEWS等の対外広報誌の発行

対外広報誌フクロポウNEWSの29・30号を発行した。あわせて本会ホームページにも掲載した。各号のテーマと発行日は以下のとおりである。

る。

- ・ 29号：平成30年10月15日発行

特集テーマ：「地震災害と法律問題」

- ・ 30号：平成31年3月29日発行

特集テーマ：「40年ぶりに変わる相続法」

(4) 「司法書士の日」一日司法書士の実施

司法書士平成30年8月3日、司法書士の日記念事業として「高校生一日司法書士」を実施した。4高校（大阪教育大学附属高等学校天王寺校舎、大阪府立春日丘高等学校、大阪府立布施高等学校、プール学院高等学校）から合計9名の高校生が参加した。

(5) インターンシップ学生等の受入れ

大学コンソーシアム大阪から要請があり、1大学（大阪学院大学）から1名の学生を受け入れた。

(6) クライシスコミュニケーションへの対応

(7) 記者懇談会の実施

平成31年3月20日、記者懇談会を開催した。共同通信社・毎日新聞社・大毎広告株式会社から合計5名の参加があった。

(8) 新年賀詞交歓会の開催

平成31年1月21日、リーガロイヤルホテルにて大阪司法書士政治連盟（以下「政治連盟」という。）・一般社団法人大阪公共登記嘱託協会（以下「公嘱」という。）・リーガルサポート大阪・協同組合との共催で新年賀詞交歓会を開催した。207名（来賓62名、会員145名）が出席した。

16 会員の業務に関する紛議の調停に関する事業

(1) 紛議調停の運営

紛議案件について紛議調停委員会を開催した。（事案5件中、成立3件、不成立2件）

(2) 市民窓口の運営

計15回の苦情対応窓口活動を行い、計26件（うち、文書での申出1件）の相談を受付けた。必要に応じて、対象会員への通知文書の発送（17件）を迅速に行った。

1 7 本会及び会員に関する情報の公開に関する事業

情報公開関連諸規定に基づく情報公開

情報公開関連諸規定に基づき、情報を公開した。

1 8 公共嘱託登記の受託推進に関する事業

公共嘱託登記司法書士協会への助言

公共嘱託登記の受託推進へ向けて協力した。

1 9 国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事業

(1) 少額裁判報酬助成の審査及び給付

平成30年度の助成申込件数は8件であり、助成希望額合計は約37万6000円であった。助成支給額は前年度からの継続分を含め合計62万7千280円であった。

(2) 会員に対する公益的活動の推進

公益的活動に関する規則・規程に基づき、会務通信及びフクロッポウ・ネットサービスにより活動報告の提出についての周知を徹底した。

また、公益的活動の報告を会員専用ホームページにて行えるようにした。

(3) 労働問題に対する取組

平成30年11月10日、大阪労働局主催の「大阪労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会『土曜合同労働相談会』」に相談員2名を派遣した。

(4) 災害復興支援に関する取組

東日本大震災における被災者・避難者の支援に関する事業を行った。

ア 本会が支援団体として登録している大阪府下避難者支援団体等連絡協議会（ホッとネットおおさか）に参画し、同協議会の定例会議に参加した。

イ 平成30年11月11日、開明中学・高等学校にて開催された、ホッとネットおおさか主催の避難者交流会に相談員2名を派遣し、相談・広報のブースを出展した。

(5) 各種依存症対策の推進に関する取組

大阪府依存症対策連携会議に司法ソーシャルワーク委員会委員を派遣した。

(6) 消費者問題に関する取組

ア 消費者問題研修講師派遣案内の配布及び講師派遣

大阪府内の消費者安全課や消費生活センターなどの消費者部門及び一部の社会福祉協議会、包括支援センターなどに対し、行政との結びつきを深め、消費者問題被害防止や被害救済のための連携を図ることを目的として、消費者問題研修講師派遣案内を送付もしくは持参した。持参した自治体と消費者問題に関し様々な意見交換を行った。また、平成30年度は、下記12自治体等に講師として消費者問題対策委員会委員を派遣した。ただし、(シ)については、司法ソーシャルワーク委員会委員を派遣した。

(ア) 岸和田市	平成30年4月27日
(イ) 堺市	平成30年7月12日
(ウ) 堺市	平成30年8月10日
(エ) 箕面市	平成30年9月21日
(オ) 泉大津市	平成30年10月19日
(カ) 枚方市	平成30年11月30日
(キ) 箕面市	平成31年2月4日
(ク) 堺市	平成31年2月13日
(ケ) 豊能町	平成31年2月19日
(コ) 寝屋川市	平成31年2月26日
(サ) 枚方市	平成31年2月27日
(シ) 枚方市	平成31年3月13日

イ 消費者委員会だより発行

「改正消費者契約法」をテーマとして消費者委員会だよりを2回発行した。

ウ 外部研修会・講習会への参加

以下の外部開催の研修会・シンポジウム等に消費者問題対策委員会委員を派遣し、情報収集や他団体との交流に努めた。

- (ア) 平成30年6月9日「クレサラ生活再建実務研究会 in 名古屋2018」
- (イ) 平成30年7月15日「青少年の安心・安全なインターネット利用に関するシンポジウム」
- (ウ) 平成30年8月31日「大阪でのカジノ問題に関する意見交換会」

- (エ) 平成30年9月27日「第20回近畿電気通信消費者支援連絡会」
- (オ) 平成30年10月2日「スマートフォン時代に対応した青少年のインターネット利用に関する連絡会 第6回定期総会」
- (カ) 平成30年11月25日「みんなで考えよう！成年年齢引き下げ」
- (キ) 平成30年12月25日「地域で防ごう消費者被害 大阪交流会」
- (ク) 平成31年1月26日「第24回消費者問題リレー報告会」
- (ケ) 平成31年2月2日「消費者シンポジウム in 大阪」
- (コ) 平成31年2月6日「講演会：黒川博行の取材ノート～後妻業と特殊詐欺の犯罪ミステリー創作の舞台裏～」
- (サ) 平成31年2月16日「不当条項・不当表示と消費者団体訴訟制度に関するシンポジウム～我々司法書士ができること～」

エ 会員研修会の開催

- (ア) 「原野商法の二次被害について」（平成30年11月5日）講師：谷野智彦氏（奈良弁護士会）
- (イ) 「平成28年改正割賦販売法とクレジットカード実務」（平成31年2月5日）講師：上田孝治氏（兵庫県弁護士会）

オ 「訪問販売お断りステッカー」作成

大阪府消費者保護条例では、「拒絶の意思を表明している消費者に対して勧誘」することを不当な取引行為として禁じている。高齢者等の自宅に貼付してもらい、消費者被害の未然防止のために役立てることを目的に「訪問販売お断りステッカー」を作成した。

大阪府下の消費生活センターや地域包括支援センター等への配布を予定している。

(7) 自死問題に対する取組

- ア 平成30年9月22日・23日「第42回自殺予防学会総会」に市民権利擁護委員会委員が参加した。
- イ 大阪府自殺対策審議会委員に会員を派遣した。
- ウ 大阪市精神保健福祉審議会自殺防止対策部会委員に会員を派遣した。
- エ 自殺未遂者支援センター（IRIS）の研修会に、相談部、市民権利擁護委員会、司法ソーシャルワーク委員会から講師を派遣した。

オ 会員研修会の開催

(ア) 「司法書士のための自死問題対策～自死問題対策の基礎・地域連携の取り組み～」 (平成30年8月28日)

講師：日司連市民の権利擁護推進室 自死問題対策部会

濱田なぎさ氏・植松育子氏・小林真人氏

(イ) 「不動産の心理的瑕疵について～司法書士が知っておくべき自死をめぐる諸問題～」 (平成31年3月7日) 講師：弁護士 生越照幸氏 (大阪弁護士会)

(8) 生活困窮者問題に対する取組

ア 経済的困窮者に対する法律支援事業として、15件の出張法律相談、うち10件の生活保護申請への同行等に対して報酬助成を行った。

イ 地域包括支援センターや病院からの依頼による、生活困窮者の自立に向けた専門相談として、14件の相談、うち11件の出張相談を行い、7件の出張相談手当及び1件の電話相談手当の助成を行った。

ウ 司法ソーシャルワーク委員会委員を以下の関係機関主催の学会、研修会、事例検討会等へ派遣した。

(ア) 平成30年4月7日「第4回京都洛西地域医療フォーラム」

(イ) 平成30年7月6日「子どもの貧困を考える学習会」

(ウ) 平成30年7月6日「第1回大阪府依存症関連機関連携会議」

(エ) 平成30年9月2日「社会保障フォーラムイン神奈川～住宅セーフティネットのあり方を考えよう～」

(オ) 平成30年9月6日「人権相談ネットワーク事業 平成30年度「相談事例研究会」」

(カ) 平成30年10月13日・14日「第38回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流会 in 高知」

(キ) 平成30年10月21日「第24回全国生活保護裁判連絡会」

(ク) 平成30年10月27日、老年学総合研究所・大学院老年学研究科 2018年度秋季公開講座「『我が事』『丸ごと』地域共生社会の実現：地域包括ケアシステムの深化に向けて」

(ケ) 平成30年11月8日「新たな住宅セーフティネット制度に関する説

明会」

(コ) 平成30年11月10日・11日「第5回生活困窮者自立支援全国研究
交流大会」

(サ) 平成31年2月28日「第38回日本社会精神医学会」

(シ) 平成31年3月13日「東成区南部地域包括支援センター地域ケア会
議」

(ス) 平成31年3月20日「東大阪市地域包括支援センターレーベンズポ
ルト事例検討会」

エ シンポジウムの開催

平成30年11月17日、次のシンポジウムを開催した。

【テーマ】多職種連携シンポジウム～多職種でつながろう！地域でつな
げよう！支援の輪～

【講師】同志社大学 社会学部社会福祉学科 教授 永田祐氏
特定非営利活動法人PASネット 理事長 上田晴男氏
司法ソーシャルワーク委員会 副委員長 堀勝彦
消費者問題対策委員会 委員 太田垣和宏

オ 会員研修会の開催

「生活保護の基礎知識と最近の動向～高齢者・障害者の権利擁護のため
に～」(平成30年12月10日) 講師 司法ソーシャルワーク委員会
委員 徳武聡子

(9) 空き家問題対策に関する取組

ア 会員研修会の開催

「空き家問題の対策と専門家の役割について」(平成31年3月13日) 講師
一般社団法人大阪府不動産コンサルティング協会 会長 米田淳氏

イ 自治体等への対外用広報チラシとして「あなたの空き家のお悩みを司法
書士にお聞かせください」を改訂した。

ウ 「変則型登記の解消に向けた法律上の措置に関する担当者骨子案」に関
する意見書を提出し、提出した意見書を会員専用ホームページに掲載した。

エ 「登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会担当者意見」に関する
意見書を空き家問題対策検討委員会及び民法改正検討ワーキングチームか

ら提出した。

オ 本会ホームページに空き家問題対策検討委員会の活動について掲載した。

カ 空家等対策協議会等への参加

(ア) 大阪市、岸和田市、守口市、枚方市、八尾市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、阪南市、池田市、太子町、岬町の空家等対策協議会に本会から推薦した空き家問題対策検討委員会委員が参加した。

(イ) 豊中市空き家対策連絡協議会に本会から推薦した同委員が参加した。

(ウ) 高槻市の空家等対策審議会に本会から推薦した同委員が参加した。

(エ) 摂津市の空家等対策懇親会に本会副会長が参加した。

キ 空家等対策セミナー・相談会への講師及び相談員派遣

(ア) 毎月1回、堺市の「分譲マンション等住宅専門家相談」の相談員として空き家問題対策検討委員会委員を派遣した。

(イ) 大阪市住之江区の「人と家の見守り活動支援事業」の会議に同委員を派遣した。また同事業の一環として、同区のケアマネジャー及びヘルパー向けの研修会講師として同委員を派遣した。

(ウ) 西成区・阿倍野区・生野区・住吉区の4区合同開催の空き家の管理・活用・リフォームセミナー、個別相談会の講師及び相談員として同委員を派遣した。

(エ) 堺市、四條畷市、守口市、和泉市の市民向けセミナーの講師として同委員を派遣した。

(オ) 東大阪市地域包括センターの研修会の講師として同委員を派遣した。

(カ) 大阪狭山市、泉佐野市、東住吉区、富田林市、旭区、高槻市、茨木市、西成区、藤井寺市、豊中市、守口市、和泉市、岸和田市、松原市、泉南市の市民向けセミナーの相談員として同委員を派遣した。

ク 平成30年8月31日、八尾市と空家等対策の連携に関する協定を締結した。

ケ 平成30年10月16日、泉佐野市と空家等対策事業に関する協定を締結し、同協定に基づく業務を受託した。

コ 大阪市の各区の空き家問題担当部署及び現在までに協議会等に司法書士

が参加していない市町村を中心に、空き家問題対策検討委員会委員等が訪問し、空き家問題に関する意見交換や司法書士の活用をPRした。

(10) その他社会問題、人権問題等に対する取組

ア 市民権利擁護委員会委員を以下の関係機関主催の学会、研修会、事例検討会等へ派遣した。

(ア) 平成30年8月12日「NPO法人マザーハウス主催『リフレクティング』（講義とワークショップ）」

(イ) 平成30年10月6日「レインボーフェスタ2018」

(ウ) 平成30年12月1日「被害者支援シンポジウム2018」

(エ) 平成31年1月30日「『反』差別連続企画第2回LGBTに対する差別的言説を考える～杉田水脈氏の『新潮45』寄稿をきっかけに～」

イ 会員研修会の開催

(ア) 「無戸籍者問題の現状とその支援～家庭裁判所の手続きを踏まえて～」

(平成30年10月5日) 講師：日司連市民の権利擁護推進室・子どもの権利擁護部会 森田みさ氏・日司連紛争解決支援推進対策部・家事事件ワーキングチーム副座長 松田佐智子氏

(イ) 「司法書士が知っておくべき離婚実務」(平成30年11月20日)

講師：弁護士 西部智子氏(兵庫県弁護士会)

(ウ) 「司法書士が知っておくべきセクシュアル・マイノリティの基礎知識と

事例に基づく解説」(平成31年1月24日) 講師：日司連市民の権利擁護推進室 セクシュアル・マイノリティの権利擁護部会

野崎 史生 氏・小手川裕氏

20 その他本会の目的を達成するために必要な事業

(1) 総会の開催

平成30年5月21日ホテル日航大阪にて第133回定時総会を実施した。

(2) 慶弔、表彰

会員及びその家族の訃報に対し、慶弔規程に基づき弔意を表した。また、会員の慶事表彰に対し、定時総会において祝意を表すとともに記念品を贈呈した。

(3) 役員等選挙の実施

平成30年度は選挙の実施はなかった。

(4) 綱紀調査委員、量定意見小理事会参与の選任

平成30年5月21日第133回定時総会において、綱紀調査委員選任を行った。また、量定意見小理事会参与については本年度の選任はなかった。

(5) 木曜会の開催

平成30年7月19日、大阪法務局において木曜会を開催した。連絡事項・協議結果については、会務通信、会員専用ホームページ等にて周知した。

(6) 筆界特定制度の対応

筆界特定五者連絡協議会に参加し、大阪法務局に対し筆界特定委員の推薦を行った。

(7) 事務局体制の整備

(8) 事務局職員の福利厚生

(9) 会館の管理運営・防災対策

ア 危機管理対策ワーキングチームにおいて事業継続計画（Business Continuity Plan）を策定し、あわせて災害対策規則及び同規程を立案した。このうち、規則は第134回定時総会に提案する。

イ 災害発生時に備え、会館に備蓄すべき物品について検討し、まず、非常灯の整備と非常用懐中電灯を設置した。

(10) 会員証の更新

平成31年3月31日で現行会員証の有効期限が到来するため、新会員証の発行作業を行った。

(11) 会費滞納者の対応

(12) 会館維持協力金の請求、管理

未納付の会員及び元会員に対して大阪簡易裁判所への提訴（56件）の結果、52名から合計852万6650円の納入があった。

(13) 会則・諸規則・諸規定等の見直し

会則及び諸規則・諸規程等の改正及び検討を行った。

(14) 組織・財政・事業の改善に関する検討

ア 総会・選挙制度検討プロジェクトチームにおいて、総会及び選挙の今後

のあり方について検討し、会長に対し、答申書を提出した。

イ 平成30年11月6日、女性役員・委員等意見交換会を開催し、女性の会務参加について意見を伺った。

ウ 12支部の役員と意見交換を実施し、会務運営等について意見を伺った。

(15) 支部事業に対する助成

ア 支部研修開催支援として、助成金の交付を行った。

イ 支部相談事業支援として、助成金の交付を行った。

ウ 支部広報活動事業支援として、助成金の交付を行った。

(16) 大阪司法書士会史第4巻の編纂作業

第4巻の発行に向けて資料収集を行った。

(17) 会館図書室の管理

図書の管理・整理を行い、また加除形式の図書に関して見直しを行った。

図書室内の不要な図書や資料の整理を行い、そのうちの一部は会員に無償提供できる機会を図書室内に設け、図書室の利用促進も兼ねて行った。

(18) 関連団体との交流

ア 平成30年7月6日、平成31年2月13日、政治連盟と協議会を開催した。

イ 平成30年7月4日、平成31年2月12日、公嘱と協議会を開催した。

ウ 平成30年7月6日、平成31年2月12日、協同組合と協議会を開催した。

エ 平成30年7月4日、平成31年1月16日、リーガルサポート大阪と協議会を開催した。

オ 平成30年7月4日、平成31年2月12日、大阪青年司法書士会と協議会を開催した。

(19) 東京司法書士会との協議会の開催

平成30年11月22日、東京司法書士会と協議会を開催し、全体会議及び担当部署別の協議を行った。

(20) 大阪土地家屋調査士会との協議会の開催

平成30年11月30日、大阪土地家屋調査士会と協議会を開催した。

(21) 韓国ソウル中央地方法務士会との交流

平成30年11月1日、2日ソウル中央地方法務士会との協議会を開催した。

(22) 自由業団体連絡協議会への参画

平成30年7月12日、第85回自由業団体連絡協議会（テーマ：今後の市民向け行事のあり方について）に3名が出席した。